

特定医療費（指定難病）の 手続に関するお願い

特定医療費（指定難病）は、すべて郵送で手続をしていただくことができます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底のため、できるだけ郵送での手続をお願いします。

県庁および県立保健所窓口へのご来庁は、できるだけお控えくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

<郵送でできる手続の内容>

○難病の患者さんが行う特定医療費（指定難病）の手続

新規申請／変更届／併院申請／療養費請求／転入申請／変更申請
受給者証再交付申請

○難病指定医の手続

新規申請／変更届／更新申請／辞退届

○難病指定医療機関の手続

新規申請／変更届／更新申請／廃止・処分・辞退届

※やむを得ず来庁される場合は、下記のご協力をお願いします。

- 発熱や風邪のような症状がある場合には、来庁をご遠慮ください。
- 庁舎内ではマスクの着用をお願いします。
- 窓口に備え付けの消毒液をご利用ください。
- 感染防止対策として窓口の席数を限定しているため、通常以上にお待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。
- お待ちいただく際には、他の方との間隔をお取りください。

<問合せ先>

長崎県福祉保健部国保・健康増進課（電話：095-895-2496）